

# 伐採及び伐採後の造林の届出制度が変更されました

平成 29 年 4 月 1 日以降に提出された伐採届は**新制度の対象**になります。

森林の立木を伐採するときには、事前に「伐採及び伐採後の造林の届出書」（以下、伐採届）の提出が必要ですが、平成 29 年 4 月 1 日以降に提出された「伐採届」に基づいて立木を伐採（主伐）した場合には、「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書」（以下、状況報告書）を提出することが新たに義務づけられました。

## Q. 届出・報告の対象となる森林は？

対象となる森林は、地域森林計画の対象となっている民有林（保安林を除く）です。  
なお、保安林の伐採や林地開発を行う場合は、手続きが異なりますのでご注意ください。

## Q. 誰が提出するの？

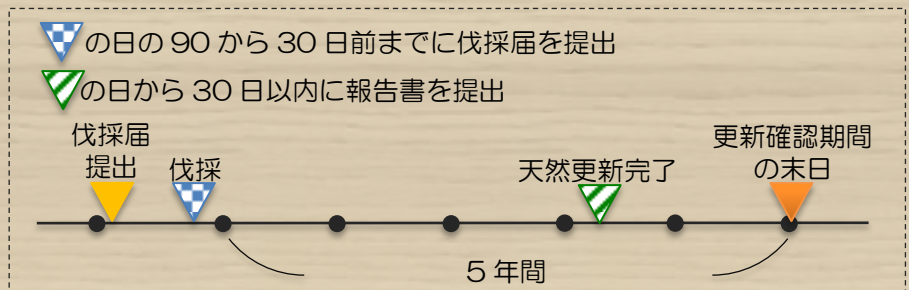
伐採届は、森林所有者もしくは伐採をする（権原を有する）者が提出します。伐採をする（権原を有する）者と造林をする（権原を有する）者が異なる場合は連名で提出します。

状況報告書は、造林をする（権原を有する）者が提出します。

## Q. いつ、どこへ提出するの？

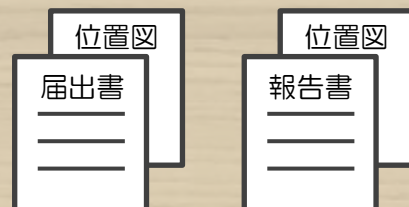
- 「伐採及び伐採後の造林の届出書」は伐採を開始する日の90日から30日前まで
- 「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書」は造林（天然更新）が完了した日から30日以内

いずれも対象森林の所在する市町村へ提出して下さい。



## Q. 添付書類は？

伐採届及び状況報告書には場所の位置図を添えてください。



## Q. 提出をしなかったらどうなる？

指導に従わず悪質であると認められる場合は、森林法に基づき罰せられる場合があります。

### 【お問い合わせ】

伐採地を所管する市町村 林務担当課もしくは  
岐阜県 林政部 林政課 100年の森林づくり推進室 森林計画係  
電話（代表）058-278-1111（内線 3027）